

議案第 96 号

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年桐生市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 96 号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。